

【表紙】

【提出書類】 公開買付届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2019年12月13日

【届出者の氏名又は名称】 サッポロ合同会社

【届出者の住所又は所在地】 東京都港区虎ノ門五丁目1番4号
グローバル・ソリューションズ・コンサルティング株式会社内

【最寄りの連絡場所】 東京都港区六本木六丁目10番1号 六本木ヒルズ森タワー29階
フォートレス・インベストメント・グループ・ジャパン合同会社

【電話番号】 03 - 6438 - 4400(代表)

【事務連絡者氏名】 フォートレス・インベストメント・グループ・ジャパン合同会社
ディレクター リュウ ジン

【代理人の氏名又は名称】 該当事項はありません

【代理人の住所又は所在地】 該当事項はありません

【最寄りの連絡場所】 該当事項はありません

【電話番号】 該当事項はありません

【事務連絡者氏名】 該当事項はありません

【縦覧に供する場所】 サッポロ合同会社
(東京都港区虎ノ門五丁目1番4号グローバル・ソリューションズ・
コンサルティング株式会社内)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

- (注1) 本書中の「公開買付者」とは、サッポロ合同会社をいいます。
- (注2) 本書中の「対象者」とは、ユニゾホールディングス株式会社をいいます。
- (注3) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。
- (注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注5) 本書中の「本公開買付け」とは、本書の提出に係る公開買付けをいいます。
- (注6) 本書中の「株券等」とは、株式に係る権利をいいます。
- (注7) 本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。)第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。
- (注8) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとしします。
- (注9) 本公開買付けは、日本の金融商品取引法で定められた手続及び情報開示基準を遵守して実施されますが、これらの手続及び基準は、米国における手続及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。特に米国1934年証券取引所法(Securities Exchange Act of 1934)(その後の改正を含みます。)第13条(e)項又は第14条(d)項及び同条の下で定められた規則は本公開買付けには適用されず、本公開買付けはこれらの手続及び基準に沿ったものではありません。本書に含まれる全ての財務情報は日本の会計基準に基づいており、米国の会計基準に基づくものではなく、米国の会計基準に基づく財務情報と同等の内容とは限りません。また、公開買付者及び対象者は米国外で設立された法人であり、その役員も米国居住者ではないため、米国の証券関連法を根拠として主張し得る権利又は要求を行使することが困難となる可能性があります。また、米国の証券関連法の違反を根拠として、米国外の法人及びその役員に対して、米国外の裁判所において法的手続を開始することができない可能性があります。さらに、米国外の法人並びに当該法人の子会社及び関連者に米国の裁判所の管轄が認められるとは限りません。

- (注10) 本公開買付けに関する全ての手続は、特段の記載がない限り、全て日本語において行われるものとします。本公開買付けに関する書類の全部又は一部については英語で作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が生じた場合には、日本語の書類が優先するものとします。
- (注11) 本書中の記載には、米国1933年証券法(Securities Act of 1933)(その後の改正を含みます。)第27 A条及び米国1934年証券取引所法(Securities Exchange Act of 1934)第21 E条で定義された「将来に関する記述」が含まれています。既知若しくは未知のリスク、不確実性又はその他の要因により、実際の結果が「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等と大きく異なることがあります。公開買付者及び対象者又はその関連者は、「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等が結果的に正しくなることをお約束することはできません。本書中の「将来に関する記述」は、本書の日付の時点で公開買付者及び対象者が有する情報を基に作成されたものであり、法令で義務付けられている場合を除き、公開買付者及び対象者又はその関連者は、将来の事象や状況を反映するために、その記述を更新したり修正したりする義務を負うものではありません。
- (注12) 公開買付者、対象者の各フィナンシャル・アドバイザー及び公開買付代理人(これらの関連者を含みます。)は、それらの通常の業務の範囲において、日本の金融商品取引関連法規制及びその他適用ある法令上許容される範囲で、米国1934年証券取引所法規則第14e - 5条(b)の要件に従い、対象者の普通株式を自己又は顧客の勘定で本公開買付けの開始前、又は本公開買付けの買付け等の期間(以下「公開買付期間」といいます。)中に本公開買付けによらずに買付け又はそれに向けた行為を行う可能性があります。

1 【公開買付届出書の訂正届出書の提出理由】

Urchin Holdings I Pte. Limitedにより「ブラックストーンによるユニゾホールディングス株式会社(証券コード：3258)との協議の状況に関するお知らせ」と題する文書が2019年12月6日付で株式会社PR TIMESが運営するウェブサイトに掲載されたこと、及び対象者により「ブラックストーンによる当社買収提案に係る協議継続のお知らせ」と題するプレスリリースが2019年12月7日付で公表されたことに伴い、2019年8月19日付で提出いたしました公開買付届出書(2019年9月5日付、2019年9月20日付、2019年10月2日付、2019年10月17日、2019年10月25日付、2019年11月11日付、2019年11月15日付及び2019年11月29日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。)の記載事項の一部に訂正すべき事項が生じたので、これを訂正するため、法第27条の8第2項の規定に基づき、公開買付届出書の訂正届出書を提出するものです。

2 【訂正事項】

公開買付届出書

第1 公開買付要項

3 買付け等の目的

(1) 本公開買付けの概要

(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

公開買付価格の公正性を担保する客観的状況の確保

4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数

(1) 買付け等の期間

届出当初の期間

8 買付け等に要する資金

(1) 買付け等に要する資金等

10 決済の方法

(2) 決済の開始日

第5 対象者の状況

6 その他

公開買付届出書の添付書類

3 【訂正前の内容及び訂正後の内容】

訂正箇所には下線を付しております。

公開買付届出書

第1 【公開買付要項】

3 【買付け等の目的】

(1) 本公開買付けの概要

(訂正前)

<前略>

しかしながら、上記の事項を含む11月24日付対象者プレスリリースの記載事項は、対象者が公開買付者及びブラックストーン以外の6社(なお、上記の「日本国内で著名な投資ファンド」がこれらに含まれているか否かは11月24日付対象者プレスリリースの記載からは明らかではありません。)から、正式な買収提案ではないものの一定のレベルの買収意向の打診を受け、公開買付者及びブラックストーンを含む計8社のスポンサー候補者と協議が行われている状況を明らかにするものであることから、本公開買付けをめぐる競争環境に実質的な変化が生じたことを示すものと公開買付者は考えており、これらの情報は、対象者の株主が本公開買付けへの応募の是非を検討ないし判断するために必要と判断される情報であるため、「公開買付届出書に記載すべき事項に関し重要な事実が発生したこと」に該当すると判断されることから、公開買付者は、法令に基づき、本書の訂正届出書を関東財務局長に提出するとともに、それに伴って公開買付期間を当該訂正届出書の提出日である2019年11月29日より起算して10営業日を経過した日にあたる2019年12月13日まで延長すること(以下「第7回買付条件等変更」といいます。)となりました。

(訂正後)

<前略>

しかしながら、上記の事項を含む11月24日付対象者プレスリリースの記載事項は、対象者が公開買付者及びブラックストーン以外の6社(なお、上記の「日本国内で著名な投資ファンド」がこれらに含まれているか否かは11月24日付対象者プレスリリースの記載からは明らかではありません。)から、正式な買収提案ではないものの一定のレベルの買収意向の打診を受け、公開買付者及びブラックストーンを含む計8社のスポンサー候補者と協議が行われている状況を明らかにするものであることから、本公開買付けをめぐる競争環境に実質的な変化が生じたことを示すものと公開買付者は考えており、これらの情報は、対象者の株主が本公開買付けへの応募の是非を検討ないし判断するために必要と判断される情報であるため、「公開買付届出書に記載すべき事項に関し重要な事実が発生したこと」に該当すると判断されることから、公開買付者は、法令に基づき、本書の訂正届出書を関東財務局長に提出するとともに、それに伴って公開買付期間を当該訂正届出書の提出日である2019年11月29日より起算して10営業日を経過した日にあたる2019年12月13日まで延長すること(以下「第7回買付条件等変更」といいます。)となりました。

その後、2019年12月6日に、Urchin社により「ブラックストーンによるユニゾホールディングス株式会社(証券コード：3258)との協議の状況に関するお知らせ」と題する文書(以下「12月6日付ブラックストーン掲載文」といいます。)が株式会社PR TIMESが運営するウェブサイトに掲載され、また、2019年12月7日には、対象者により「ブラックストーンによる当社買収提案に係る協議継続のお知らせ」と題するプレスリリース(以下「12月7日付対象者プレスリリース」といいます。)が公表され、ブラックストーンと対象者との間の最新の交渉状況等が開示されました。12月6日付ブラックストーン掲載文によれば、Urchin社は、対象者との間での合意書の交渉及び最終化に向けて、対象者との協議に誠実かつ積極的に取り組んできており、Urchin社の提案する最新の取引条件に対する対象者からの書面による正式な回答を待っている状況であるとのことであり、12月7日付対象者プレスリリースによれば、対象者は、ブラックストーンとの間で、引き続き積極的かつ真摯に協議を継続していくとのことです。

ブラックストーンについては、11月24日付対象者プレスリリースが公表される以前に対象者により公表されたプレスリリースにおいても、他のスポンサー候補者とは異なり、その名称が開示された上で、買収提案を受けていること及びその内容並びに協議の進捗状況が随時開示されていたところであり、また、11月24日付対象者プレスリリースにおいては、公開買付者及びブラックストーン以外の6社のスポンサー候補者による買収意向の打診はいずれも正式な買収提案に至っていない旨が開示されています。これらの事情に鑑みて、対象者の株主においては、既に公開買付けを開始している公開買付者との関係で、ブラックストーンを最も有力な対抗的買収者として認識されていたものと公開買付者は考えており、対象者とブラックストーンとの間の交渉状況及びその進展は、公開買付者による本公開買付けの帰趨及び対象者の株主による本公開買付けへの応募判断に大きな影響を与える事情であると公開買付者は考えております。

さらに、Urchin社は、2019年11月28日に公表した「ブラックストーンによるユニゾホールディングス株式会社(証券コード：3258)との協議の状況に関するお知らせ」と題する文書において、「対象者に関する状況に重大な変更が生じた場合には、適切に且つ適用法令等に基づき可及的速やかに且つ遅くとも2019年12月6日までに開示いたします。」と記載しており、その後12月6日付ブラックストーン掲載文が開示されたことから、上記の12月6日付ブラックストーン掲載文に記載されたブラックストーンと対象者との間の最新の交渉状況等について、Urchin社は「対象者に関する状況に重大な変更が生じた」と判断しているものと公開買付者は理解しております。

以上からすれば、公開買付者としては、12月6日付ブラックストーン掲載文、及びそれを受けた12月7日付対象者プレスリリースにより明らかとなったブラックストーンと対象者との間の最新の交渉状況等は、対象者の株主が本公開買付けへの応募の是非を検討ないし判断するために必要と判断される情報であるため、「公開買付届出書に記載すべき事項に関し重要な事実が発生したこと」に該当すると判断されることから、公開買付者は、法令に基づき、本書の訂正届出書を関東財務局長に提出するとともに、それに伴って公開買付期間を当該訂正届出書の提出日である2019年12月13日より起算して10営業日を経過した日にあたる2019年12月27日まで延長すること(以下「第8回買付条件等変更」といいます。)となりました。

(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

公開買付価格の公正性を担保する客観的状況の確保

(訂正前)

< 前略 >

さらに、公開買付者は、第1回買付条件等変更前の公開買付期間について、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、30営業日としております(なお、第1回買付条件等変更により、公開買付期間は34営業日に、第2回買付条件等変更により、公開買付期間は41営業日に、第3回買付条件等変更により、公開買付期間は51営業日に、第4回買付条件等変更により、公開買付期間は56営業日に、第5回買付条件等変更により、公開買付期間は60営業日に、第6回買付条件等変更により、公開買付期間は70営業日に、第7回買付条件等変更により、公開買付期間は80営業日に延長されています。)。公開買付期間を比較的長期に設定することにより、対象者の株主に本公開買付けに対する応募につき適切な判断機会を確保しつつ、公開買付者以外にも買付け等をする機会を確保し、もって本公開買付けの公正性を担保しています。なお、第1回買付条件等変更により、公開買付期間は2019年8月19日(月曜日)から2019年10月7日(月曜日)までとなり、第2回買付条件等変更により、公開買付期間は2019年8月19日(月曜日)から2019年10月17日(木曜日)までとなり、第3回買付条件等変更により、公開買付期間は2019年8月19日(月曜日)から2019年11月1日(金曜日)までとなり、第4回買付条件等変更により、公開買付期間は2019年8月19日(月曜日)から2019年11月11日(月曜日)までとなり、第5回買付条件等変更により、公開買付期間は2019年8月19日(月曜日)から2019年11月15日(金曜日)までとなり、第6回買付条件等変更により、公開買付期間は2019年8月19日(月曜日)から2019年11月29日(金曜日)までとなり、その後、第7回買付条件等変更により、公開買付期間は2019年8月19日(月曜日)から2019年12月13日(金曜日)までとなります。

(訂正後)

< 前略 >

さらに、公開買付者は、第1回買付条件等変更前の公開買付期間について、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、30営業日としております(なお、第1回買付条件等変更により、公開買付期間は34営業日に、第2回買付条件等変更により、公開買付期間は41営業日に、第3回買付条件等変更により、公開買付期間は51営業日に、第4回買付条件等変更により、公開買付期間は56営業日に、第5回買付条件等変更により、公開買付期間は60営業日に、第6回買付条件等変更により、公開買付期間は70営業日に、第7回買付条件等変更により、公開買付期間は80営業日に、第8回買付条件等変更により、公開買付期間は90営業日に延長されています。)。公開買付期間を比較的長期に設定することにより、対象者の株主に本公開買付けに対する応募につき適切な判断機会を確保しつつ、公開買付者以外にも買付け等をする機会を確保し、もって本公開買付けの公正性を担保しています。なお、第1回買付条件等変更により、公開買付期間は2019年8月19日(月曜日)から2019年10月7日(月曜日)までとなり、第2回買付条件等変更により、公開買付期間は2019年8月19日(月曜日)から2019年10月17日(木曜日)までとなり、第3回買付条件等変更により、公開買付期間は2019年8月19日(月曜日)から2019年11月1日(金曜日)までとなり、第4回買付条件等変更により、公開買付期間は2019年8月19日(月曜日)から2019年11月11日(月曜日)までとなり、第5回買付条件等変更により、公開買付期間は2019年8月19日(月曜日)から2019年11月15日(金曜日)までとなり、第6回買付条件等変更により、公開買付期間は2019年8月19日(月曜日)から2019年11月29日(金曜日)までとなり、第7回買付条件等変更により、公開買付期間は2019年8月19日(月曜日)から2019年12月13日(金曜日)までとなり、その後、第8回買付条件等変更により、公開買付期間は2019年8月19日(月曜日)から2019年12月27日(金曜日)までとなります。

4 【買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数】

(1) 【買付け等の期間】

【届出当初の期間】

(訂正前)

買付け等の期間	2019年8月19日(月曜日)から2019年12月13日(金曜日)まで(80営業日)
公告日	2019年8月19日(月曜日)
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 電子公告アドレス (http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/)

(訂正後)

買付け等の期間	2019年8月19日(月曜日)から2019年12月27日(金曜日)まで(90営業日)
公告日	2019年8月19日(月曜日)
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 電子公告アドレス (http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/)

8 【買付け等に要する資金】

(1) 【買付け等に要する資金等】

(訂正前)

買付代金(円)(a)	140,303,209,500
金銭以外の対価の種類	
金銭以外の対価の総額	
買付手数料(b)	560,000,000
その他(c)	32,000,000
合計(a)+(b)+(c)	140,895,209,500

< 後略 >

(訂正後)

買付代金(円)(a)	140,303,209,500
金銭以外の対価の種類	
金銭以外の対価の総額	
買付手数料(b)	560,000,000
その他(c)	35,000,000
合計(a)+(b)+(c)	140,898,209,500

< 後略 >

10 【決済の方法】

(2) 【決済の開始日】

(訂正前)

2019年12月20日(金曜日)

(訂正後)

2020年1月9日(木曜日)

第5 【対象者の状況】

6 【その他】

(訂正前)

< 前略 >

(4) (省略)

(訂正後)

< 前略 >

(4) (省略)

(5) ブラックストーンとの協議状況について

上記「第1 公開買付要項」の「3 買付け等の目的」の「(1) 本公開買付けの概要」に記載のとおり、対象者は、12月7日付対象者プレスリリースを公表し、その中で、12月6日付ブラックストーン掲載文が株式会社PR TIMESが運営するウェブサイトにおいて公表された旨、及びブラックストーンとの間で引き続き積極的かつ真摯に協議を継続していく旨を開示しました。詳細については、12月7日付対象者プレスリリースをご参照ください。

公開買付届出書の添付書類

1. 公開買付条件等の変更の公告

公開買付者は、本公開買付けについて買付条件等の変更を行ったため、2019年12月13日に「公開買付条件等の変更の公告」の電子公告を行いました。当該「公開買付条件等の変更の公告」を公開買付開始公告の変更として本公開買付届出書の訂正届出書に添付いたします。なお、「公開買付条件等の変更の公告」を行った旨は、日本経済新聞に遅滞なく掲載する予定です。